

山口県みほり学園機能強化基本構想

令和6年3月

山口県

【目次】

I 策定の趣旨

- 1 基本構想策定の背景 2
- 2 基本構想の位置付け 2

II みほり学園の概要等

- 1 みほり学園の概要 3
- 2 みほり学園の取組 5
- 3 みほり学園の入退所状況 8
- 4 みほり学園の施設状況10

III みほり学園を取り巻く環境

- 1 みほり学園を取り巻く社会情勢12
- 2 国の動向や各種計画等との整合性14

IV 機能強化の基本的な考え方、目指す機能・役割

- 1 みほり学園の機能強化の基本的な考え方15
- 2 今後目指す機能・役割15
- 3 新たな施設の規模（定員）17

V 機能強化に向けた施設整備等

- 1 施設整備方針18
- 2 施設整備に当たって配慮すべき事項18
- 3 総事業費19
- 4 整備スケジュール19

VI 参考資料

- 1 山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会設置要綱・委員名簿20
- 2 用語解説22

I 策定の趣旨

1 基本構想策定の背景

みほり学園は、昭和47年7月の開設以降、様々な理由により社会生活への適応が困難となった子どもを受け入れ、学校教育と連携を図りながら、生活指導や心理療法等を行う、県内唯一の児童心理治療施設として、重要な役割を担ってきたところです。

近年、少子化や核家族化の急速な進行など、社会環境が大きく変化し、子どもの貧困や児童虐待、いじめ、不登校など、子どもと子育てを取り巻く環境は複雑化・深刻化していますが、今後も、みほり学園を中心として、県民から求められる児童心理治療のニーズにしっかりと対応していく必要があります。

しかしながらその一方で、みほり学園は建設後50年が経過し、施設の老朽化や狭隘化が進行しており、子どものプライバシーに配慮した居室の整備や親子を対象とした家族療法の実施など、新たな課題に適切に対応していくためには、施設機能の更なる充実を図る必要があります。

このため、みほり学園が本県の児童心理治療の拠点として、将来にわたり、求められる役割をしっかりと果たすことができるよう、施設の建替えを基本に、機能強化に関する基本構想を策定し、みほり学園が目指す機能・役割等を明確にすることとしました。

基本構想の策定に当たっては、令和5年10月に、学識経験者など、外部の有識者で構成する「山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会」を設置し、社会環境の変化や県民のニーズなどに対応し、将来にわたり本県の児童心理治療拠点としての役割を果たしていくための機能強化の在り方等について、様々な観点から検討を行いました。

2 基本構想の位置付け

基本構想とは、みほり学園が目指す機能・役割、規模等を定めた将来構想となるものです。基本構想策定後、新たな施設の整備計画となる「基本計画」を策定するとともに、「基本設計」、「実施設計」、「建設工事」を計画的に進めていくこととなります。

区分	内容
基本構想	みほり学園が目指す機能・役割、施設の規模等を検討
基本計画	基本構想に沿って、新たな施設の整備計画を策定
基本設計	新たな施設の設計コンセプトや建築スケジュール等を策定
実施設計	新たな施設の詳細設計（設計図、構造計算、工事仕様等）を決定
建設工事	新たな施設の建設工事

II みほり学園の概要等

1 みほり学園の概要

児童福祉法に基づく、県内唯一の児童心理治療施設です。

家庭内の人間関係のもつれや、地域、学校での対人関係のゆがみによって生じた心理的な不安定状態等から情緒の健全な発達が阻害され、不適応を示している子どもを対象に、集団生活を体験しながら、心理療法・生活指導・学習指導を通して、不適応行動の改善を図ります。

児童心理治療施設には、児童相談所の措置により入所します。

(1) 所在地 山口県山口市大内御堀五丁目2番8号

(2) 設置年月日 昭和47年7月1日

(3) 設置者 山口県

(4) 経営主体（指定管理） 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

(5) 入所定員 50人

（入所児童数 24人（R5.3.1現在）
学年：小学生10人、中学生14人
性別：男児15人、女児9人）

(6) 職員数 35人（R5.4.1現在）

（内訳）

施設長	1人
児童指導員・保育士	11人
セラピスト	5人
家庭支援専門相談員	1人
被虐待児個別対応職員	1人
医師（非常勤）	3人
看護師	1人
栄養士	1人
その他従事者	11人

《参考：みほり分校》

教頭	1人
教諭（養護教諭1人含）	24人

(7) 敷地 11,819㎡

(8) 建物

棟名	構造	床面積	竣工年月
本館棟（管理治療棟）	R C造1階	338.25㎡	S47.6
サービス学習棟	R C造1階	465.84㎡	S47.6
寄宿舍棟1	R C造1階	361.33㎡	S47.6
寄宿舍棟2	R C造1階	180.73㎡	S60.3
体育館	S造1階	419.52㎡	S54.3
車庫棟1	S造1階	21.00㎡	S47.6
車庫棟2	S造1階	44.12㎡	S60.3
その他付属棟	R C造1階	35.00㎡	S60.3

《参考：みほり分校》

特別教室棟	R C造2階	867.00㎡	S60.3
新特別教室棟	R C造2階	177.00㎡	H15.3

【山口県みほり学園正面玄関写真】



2 みほり学園の取組

みほり学園では、施設全体が治療の場であり、施設内・外で行っているすべての活動が治療であるという総合環境療法に取り組み、「心理治療」「生活指導」「学校教育」の3つを治療の柱として支援を実施しています。

(1) 心理治療

心理治療を通して、児童が自分自身の問題に向き合い、情緒的開放を促進し、自己治療力を高め、社会適応を図ります。

①精神科医による面談

児童の反応や行動・表情などの観察を行い、問題等の診立て（悩み・不適応の本質の分類）を行う。

《効果》 児童の多面的な情報収集（主訴等）

心理療法や支援全般における助言 等

《頻度》 入所時、月1回程度（児童の状況による）

②セラピストによるカウンセリング

児童の思っていること、心の深いところにある日頃は気づいていない思いを言葉のやり取りを通して整理し、克服できるよう、セラピストと一緒に考える。

《効果》 理解されることによる安心感、自己治療力の向上 等

《頻度》 週1回程度

③プレイセラピー（遊戯療法）

遊びを通じ、心の世界を表現させる。心を言葉で表現することが得意でない児童のメッセージを受け止め、対話を行う。様々な感情を整理し、適応へつなげる。

【取組例：絵画、音楽、箱庭療法 等】

《効果》 表現力・安心感・自己治療力の向上 等

《頻度》 週1回程度

④SST（ソーシャルスキルトレーニング）

社会生活や対人関係を営んでいくために必要な技能を学ぶ、対人関係・生活トレーニング。児童のできることを増やし、より生活しやすくなることを目的に実施。

【取組例：園外買物体験、SNS利用講座 等】

《効果》 退所後の社会生活への対処能力の向上、コミュニケーション能力の向上 等

《頻度》 週1回程度（園外は2か月に1回程度）

⑤家庭への一時帰省

家族から離れて生活している児童が、家庭での居場所を確保する。児童の成長を家族とともに感じ、セラピストが状況を確認することで、課題を再確認する。

《効果》 家庭での居場所の確保、家族関係の修復 等

《頻度》 不定期

⑥保護者会（保護者カウンセリング）

家庭環境や親子関係等の改善のため、保護者来園のもと、保護者の不安や悩みを聞き取るカウンセリングを実施。

《効果》 保護者との連携強化、児童を含めた家庭全体の環境改善 等

《頻度》 月2回程度

⑦アフターケア

学園で健やかに成長した児童であっても、退所後ギャップにより社会で孤立し、苦境に陥ってしまうことがないように、アフターケアを行う。

【取組例： 家庭・施設への訪問カウンセリング、学校訪問（教員助言） 等】

《効果》 退所後の困難や戸惑いの軽減・解消、安心感の向上 等

《頻度》 原則退所後1年程度

(2) 生活指導

集団生活の中で安定した生活リズムの定着や、児童の健全な成長、他者との良好な関係の構築等を図ります。

①基本的な生活習慣の定着

集団の中で適応していくことが苦手な児童に対し、発達状況に応じた規則正しい生活習慣の定着を図ることで、他者との触れ合いによる自己肯定感や、規範意識の向上を図る。

②円滑な対人関係の構築

集団活動(行事・グループワーク)を通じて、協調性を養い、健全な集団形成の中で、対人関係の構築を図る。

【取組例】 身体機能の改善(バレーボール等)、社会活動体験(買物、公共交通機関利用等)、みほりんピック(レクリエーション)、園内夏祭り、クリスマス会

③食育

通常の食事のほかに、外食や行事食を通して、好き嫌いなくバランスの良い食事を摂ることや、食事のマナーについて支援・指導を実施。併せて、調理に携わる人に対する感謝の気持ちを養うとともに、栄養に関する基礎知識等を学習する。

(3) 学校教育

入所児童は、全員みほり分校へ転入し、心理治療や生活指導と緊密に連携しながら、きめ細かい教育・支援を実施します。

①みほり分校の教育の特色

児童生徒一人一人が、「わかる喜び」を味わえるように、教材に工夫を凝らし、個に応じた学習ができるよう配慮して実施。

②少人数クラス、T・T（ティームティーチング）、習熟度別クラス

各学級は6人以下の少人数で構成されている。児童生徒の学習の進み具合に応じて、T・Tや習熟度別クラスで小グループ、個別によるきめ細かい支援を実施。

③体験学習の重視

体験学習を多く取り入れ、総合的に「生きる力」の育成に取り組む。

【取組例：環境学習、職場訪問、乳幼児との触れ合い、修学旅行、自然体験 等】

(4) その他

みほり学園の自主事業として、小・中学生や保護者を対象とした外来相談や地域住民との交流行事の開催等に取り組んでいます。

①外来相談の受付

不安や困りごとを抱えている児童や保護者が、気軽にみほり学園のセラピストに相談できる体制を整え、カウンセリングや相談窓口の案内等を実施。

《対 象》 県内の小・中学生及び保護者

《内 容》 児童の個別面接（カウンセリング、プレイセラピー）
保護者の相談受付 等

《受付時間》 月～金曜日 13：00～17：00（事前予約制）

《費 用》 無料

②地域住民等との交流行事

◇地域ふれあい1日キャンプ

みほり学園の児童や職員と地域の自治会・子供会やゲートボール同好会を招待し、地域交流・三世代間交流を深めるために開催。

飯ごう炊飯やレクリエーション、ゲートボールを行うとともに、敷地内にテントを設営し、宿泊体験も併せて実施。（※新型コロナ感染防止のため、昨年度は中止）

◇体育館の開放

みほり学園の体育館を、利用を希望する地域住民に開放。

3 みほり学園の入退所状況

(1) みほり学園への入所児童数の推移

みほり学園の入所児童数は、最近は年間を通じて20～30人程度で推移しています。また、男女比は、男児が7割程度、女児が3割程度で推移しており、小中学生比は、小学生が3割程度、中学生が7割程度で推移しています。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	
4 月	32	39	38	36	31	25	23	20	20	
5 月	31	43	37	35	31	26	22	20	22	
6 月	32	44	38	34	32	27	21	21	21	
7 月	32	48	39	36	33	30	21	20	21	
8 月	32	48	37	36	33	31	21	22	21	
9 月	36	48	39	37	33	31	21	24	22	
10 月	38	47	40	38	33	32	22	25	22	
11 月	38	47	40	39	34	31	22	25	22	
12 月	43	45	40	39	34	31	23	25	23	
1 月	45	46	41	39	34	31	24	25	23	
2 月	46	46	42	39	34	31	24	25	24	
3 月	47	49	43	39	34	31	24	26	24	
3月における児童の内訳	男	22	24	23	24	21	23	19	18	15
		46.8%	49.0%	53.5%	61.5%	61.8%	74.2%	79.2%	69.2%	62.5%
	女	25	25	20	15	13	8	5	8	9
		53.2%	51.0%	46.5%	38.5%	38.2%	25.8%	20.8%	30.8%	37.5%
	小学	21	25	22	13	13	10	7	7	10
		44.7%	51.0%	51.2%	33.3%	38.2%	32.3%	29.2%	26.9%	41.7%
	中学	26	24	21	26	21	21	17	19	14
		55.3%	49.0%	48.8%	66.7%	61.8%	67.7%	70.8%	73.1%	58.3%

(2) みほり学園の入所児童の状況

入所する児童は、最近では5～10人程度で推移しています。また、入所前は家庭で生活していた児童が多くなっています。

学 年		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
小1		1	3					1		
小2		4	2							2
小3		2	1	2	1		1		2	1
小4		2	3	2		2	1			1
小5		2	3	1	2		1		2	1
小6		2		2	1	3	4	2	4	1
中1		1	1	3	2	1	1	2		
中2		2	3	4	2		2			
中3		1			1					
合 計		17	16	14	9	6	10	5	8	6
入所前の住居	他施設	5 29.4%	2 12.5%	1 7.1%	2 22.2%	4 66.7%	3 30.0%	1 20.0%	3 37.5%	0 0%
	家 庭	12 70.6%	12 75.0%	13 92.9%	7 77.8%	2 33.3%	6 60.0%	4 80.0%	4 50.5%	6 100%
	病 院	0 0%	2 12.5%	0 0%	0 0%	0 0%	1 10.0%	0 0%	1 12.5%	0 0%

(3) みほり学園の退所児童の状況

退所する児童は、最近では10人程度で推移しています。また、退所後の住居は家庭や他施設が多くなっています。

学 年		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
小1										
小2		1		2						
小3					1					
小4				2		1				
小5				1	2	1				
小6			10	1		4	1		2	
中1					1				1	1
中2		1		1			1	2		
中3		11	7	8	10	8	10	6	6	6
合 計		13	17	15	14	14	12	8	9	7
退所後の住居	他施設	7 53.8%	10 58.8%	6 40.0%	5 35.7%	5 35.7%	7 58.3%	5 62.5%	7 77.8%	3 42.9%
	家 庭	6 46.2%	7 41.2%	9 60.0%	9 64.3%	9 64.3%	4 33.3%	3 37.5%	2 22.2%	4 57.1%
	病 院	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4) みほり学園の入所児童が抱える課題

みほり学園の入所児童が抱える課題は、複雑・多様化が進んでいます。昭和47年の施設開所当初は、不登校が主でしたが、現在は、発達障害や被虐待が7割程度を占めており、心理療法の必要性が増しています。

【入所児童の主訴とする入所理由の年度別推移】

年度	不登校	軽度発達障害	被虐待
平成30年度	12%	62%	74%
令和元年度	10%	87%	74%
令和2年度	0%	72%	80%
令和3年度	5%	82%	82%
令和4年度	4%	70%	66%

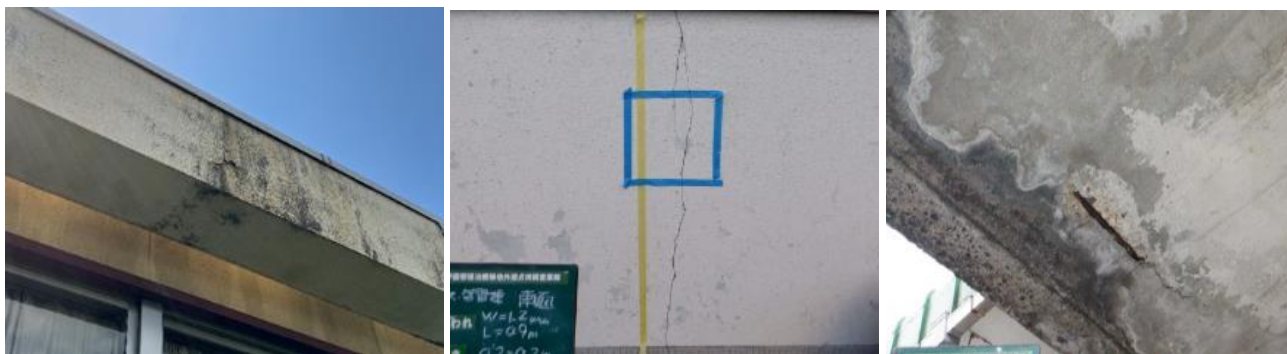
4 みほり学園の施設状況

(1) 施設・設備の老朽化

みほり学園については、計画的に修繕を実施するなど、施設の適切な維持管理に努めてきましたが、建設後50年が経過し、経年劣化等の影響で、建物の補修や設備の修繕が必要な箇所が増えています。

■補修や修繕が必要な個所の例

【外壁の劣化】全面改修が必要（当面安全に使用できるよう応急処置にて対応）



【暖房用ボイラーの故障】（昭和59年製）※R5.10月に修理完了



(2) 入所児童のプライバシーの確保

みほり学園については、建設後50年以上が経過し、個室として整備された居室がないなど、入所児童のプライバシー確保の面が課題となっています。

多様な課題を抱える入所児童に、よりきめ細かく対応するためには、プライバシーが確保できる居室や個別対応ができる専用室の設備が必要です。

■入所児童の居室や専用室等の状況



【児童の居室①和室】



【児童の居室②洋室】



【医務室】



【カウンセリング室】



【職員室】

Ⅲ みほり学園を取り巻く環境

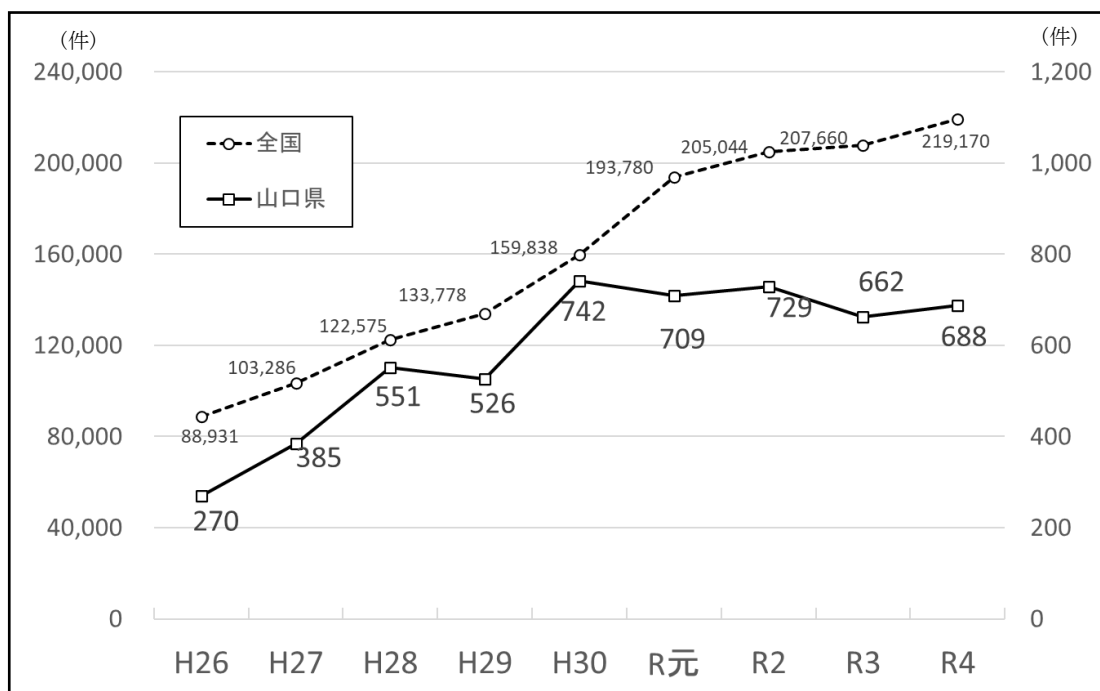
1 みほり学園を取り巻く社会情勢

(1) 児童虐待相談対応件数の推移

全国の児童相談所が対応した令和4年度の児童虐待相談対応件数は20万件を超え、増加傾向が続いており、本県においても、最近では600～700件台と非常に高い水準で推移するなど、依然として深刻な状況にあります。

また、種類別では、心理ケアの必要性が高い、心理的虐待の割合が高くなっています。

【全国及び本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数】



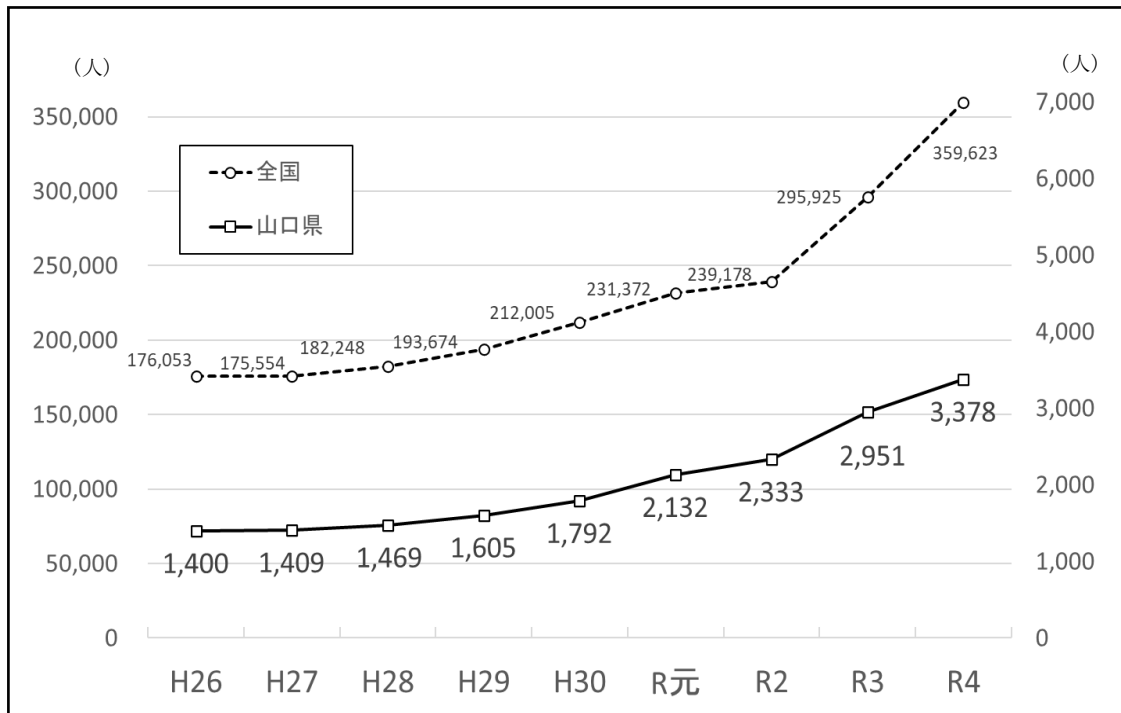
【本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の種類別内訳】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
身体的虐待	79 29.3%	106 27.5%	138 25.0%	137 26.0%	239 32.2%	215 30.3%	232 31.8%	196 29.6%	216 31.4%
ネグレクト	76 28.1%	88 22.9%	102 18.5%	107 20.3%	129 17.4%	135 19.0%	113 15.5%	98 14.8%	112 16.3%
性的虐待	7 2.6%	6 1.6%	8 1.5%	4 0.8%	3 0.4%	11 1.6%	15 2.1%	8 1.2%	12 1.7%
心理的虐待	108 40.0%	185 48.0%	303 55.0%	278 52.9%	371 50.0%	348 49.1%	369 50.6%	360 54.4%	348 50.6%

(2) 不登校児童生徒数の推移

不登校の児童生徒数については、全国及び本県で増加傾向にあります。

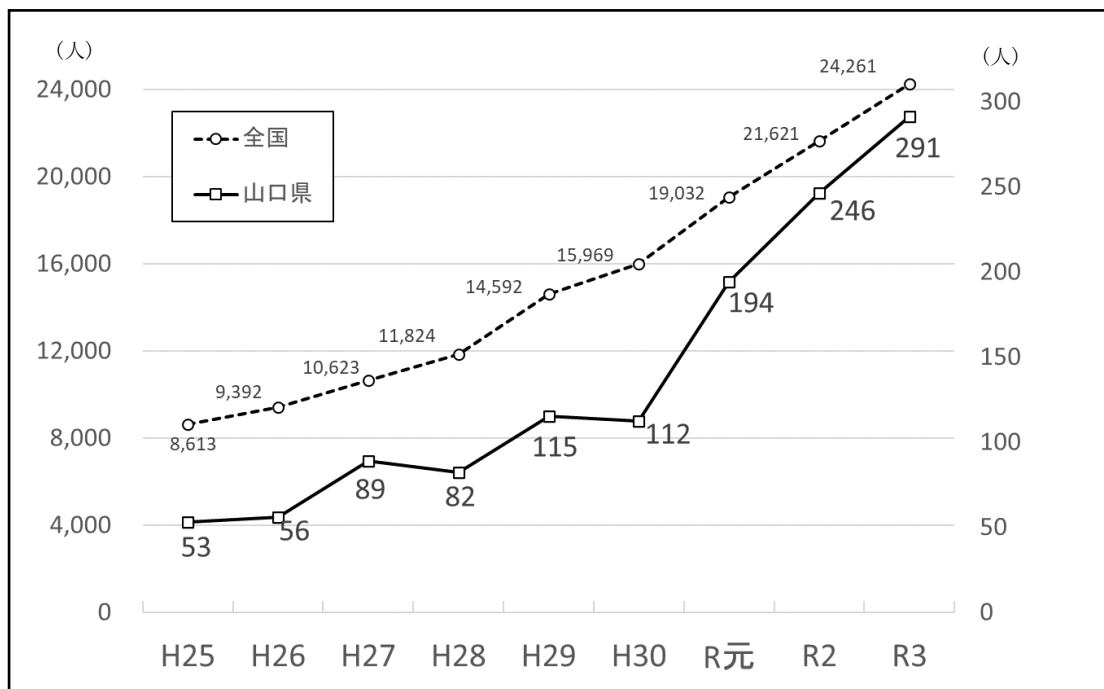
【全国及び本県における不登校児童生徒数の推移】



(3) 情緒障害児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒のうち、情緒障害を抱える児童生徒数は、全国及び本県で増加傾向にあります。

【全国及び本県における情緒障害児童生徒数の推移】



2 国の動向や各種計画等との整合性

児童福祉法の改正等の国の動向、県の各種計画等との整合性を図りながら、みほり学園が、将来にわたり、本県の児童心理治療の拠点としての役割をしっかりと果たすことができるよう、一層の機能強化を図っていきます。

【国の動向（主なもの）】

○平成28年6月3日公布「児童福祉法等の一部を改正する法律」

児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化し、国及び地方公共団体は、児童を家庭で養育することが適当でない場合は、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとされた。

○平成29年8月2日公表「新しい社会的養育ビジョン」

改正児童福祉法の理念を具現化するため、厚労省の有識者会議が取りまとめたもので、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革として、全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化・地域分散化等を実現していくとされた。

○令和5年6月13日公表「こども未来戦略方針」

こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図るとされた。

【県の各種計画（主なもの）】

○やまぐち未来維新プラン（令和4年12月）

Ⅲ 生活維新 ⑩結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクト

【困難を有する子どもへの支援の充実】

- ・児童虐待防止対策の推進
- ・社会的養育の充実
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり

○やまぐち子ども・子育て応援プラン（令和2年3月）

■困難を有する子どもへの支援

- ・児童虐待防止対策の推進
- ・社会的養育の推進

○山口県社会的養育推進計画（令和2年3月）

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

IV 機能強化の基本的な考え方、目指す機能・役割

1 みほり学園の機能強化の基本的な考え方

みほり学園が将来にわたり本県の児童心理治療の拠点としての役割をしっかりと果たすことができるよう、みほり学園の機能強化の基本的な考え方を次のとおりとし、これに基づき、今後目指す機能・役割等を明確にします。

【機能強化の基本的な考え方】

- 子どもが抱える多様な課題に的確に対応し、家庭環境等に応じた支援ができるよう、施設機能を強化し、新たに通所による支援に取り組みます。
- 入所児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模な生活単位を設定し、プライバシーの確保や個別支援に必要な個室を整備します。
- 施設の機能強化に当たっては、子どもや家族、支援者等の意見を取り入れ、子どもが感じる心理的負担が軽減されるような空間デザインを採用します。
- 子どもと親の両方を支援し、問題状況の解決や緩和ができるよう、親子が一時的に滞在して生活できる家族療法のための専用室を整備します。
- 心理治療の基盤となる専門人材の確保・育成に向け、職員個人に問題を抱え込ませない支援体制を構築し、機能的な職員室、研修室を整備します。

2 今後目指す機能・役割

(1) 心理治療を必要とする子どもに対する切れ目ない支援の実施

- 入所に加え、通所や外来相談による切れ目ない支援
 - ・心理治療を必要とする子どもが抱える多様な課題に的確に対応し、家庭環境等に応じた支援ができるよう、新たに通所による支援を実施
- 施設を退所した子どもに対するアフターケアの充実
 - ・切れ目ない支援となるよう、通所による支援は、施設を退所した子どもに対するアフターケアなど、高校生年代の子どもも対象として実施
- 児童養護施設や里親に措置されている子ども等も対象とした支援
 - ・児童養護施設や里親に措置されている子どもにも心理治療のニーズがあることを踏まえ、通所による支援は、他施設や里親への措置児童等も対象として実施
 - ・通所や外来相談により、子どもの多様な治療ニーズに応じた支援ができるよう、新たな施設には必要な数の相談室や心理療法室、個別対応室等を整備

(2) 支援を受ける子どもの治療環境の充実

○ 良好な家庭的環境を目指した小規模な生活単位の設定

- ・子どもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、原則6人以下の子どもと職員が生活単位を構成する小規模ユニットを整備
- ・児童居室は、子どものプライバシーを確保するとともに、自主的な活動を促進し、状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、個室を基本として整備
- ・低年齢児童やきょうだい等の理由で2人部屋等を希望する子どもに対応できるよう、児童居室は、個室に加え、複数人で生活ができる居室を整備

○ 子ども等の意見を取り入れた施設整備

- ・施設整備に当たっては、アンケート調査等を実施し、支援を受ける子どもや家族、支援者等の意見を取り入れた施設を整備
- ・施設で生活する子どもが日常生活において感じる心理的負担が軽減されるよう、暖かな色彩や明るく開放的な空間デザインを採用

(3) 子どもと親の両方を対象とした家族療法の実施

○ 家族療法のための専用室等の整備

- ・子どもと親の両方を支援し、問題状況の解決や緩和ができるよう、親子が一時的に滞在して生活できる家族療法のための専用室を整備
- ・家族療法のための専用室は、みほり学園が関わる子どもや保護者のレスパイトや遠方から通所支援を利用する際の宿泊等にも活用

(4) 心理治療の基盤となる専門人材に対する支援体制の構築

○ 職員の専門性を高め、個人に問題を抱え込ませない支援体制の構築

- ・職員個人に問題を抱え込ませない支援体制の構築に向け、定期的に外部の専門家による研修やスーパーバイズが受けられるよう、施設には研修室を整備
- ・研修室を活用して、児童福祉だけでなく、障害福祉や老人福祉、医療関係、教育等の他分野の関係者との合同研修等も開催し、外部の専門人材との交流を活性化
- ・みほり学園の職員が持つ専門性を地域に還元できるよう、研修室は、親子が参加できる子育て教室などの予防的観点の取組にも活用

○ 専門人材の確保・育成につながるような機能的な施設の整備

- ・職員のコミュニケーションを活性化し、職員が働きやすい職場となるよう、フリーアドレス化やミーティングルームの設置等による機能的な職員室を整備

3 新たな施設の規模（定員）

- 本県における児童数は減少傾向にあり、最近のみほり学園の入所児童数は20人から30人程度にとどまっていますが、将来にわたり、子どもが抱える多様な課題に的確に対応しながら、心理治療を必要とする子どもに対する切れ目ない支援が実施できるよう、持続可能な児童心理治療体制を確保する必要があります。
- このため、新たな施設の定員については、通所による支援にも取り組みながら、子どもの心理治療のニーズに十分に対応できるよう、本県と人口規模が同規模の県の状況等も踏まえ、入所定員を35人程度、通所定員を15人程度とします。

【今後目指す機能・役割に関する参考事例】

○家庭的環境の構築に向けた小規模な生活単位の設定（福岡市児童心理治療施設）



リビング



キッチン



児童居室（個室）

○家族療法のための専用室の整備（静岡県立吉原林間学園）



居室①
※宿泊可



居室②
※宿泊可



家族療法室キッチン

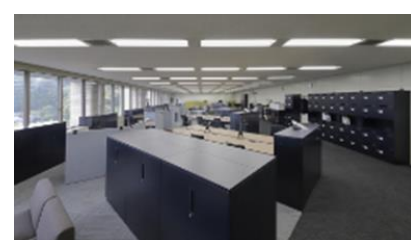
○機能的な職員室や研修室等の整備（県庁デジタル推進局）



フリーアドレス



ミーティングスペース



ロッカー等

V 機能強化に向けた施設整備等

1 施設整備方針

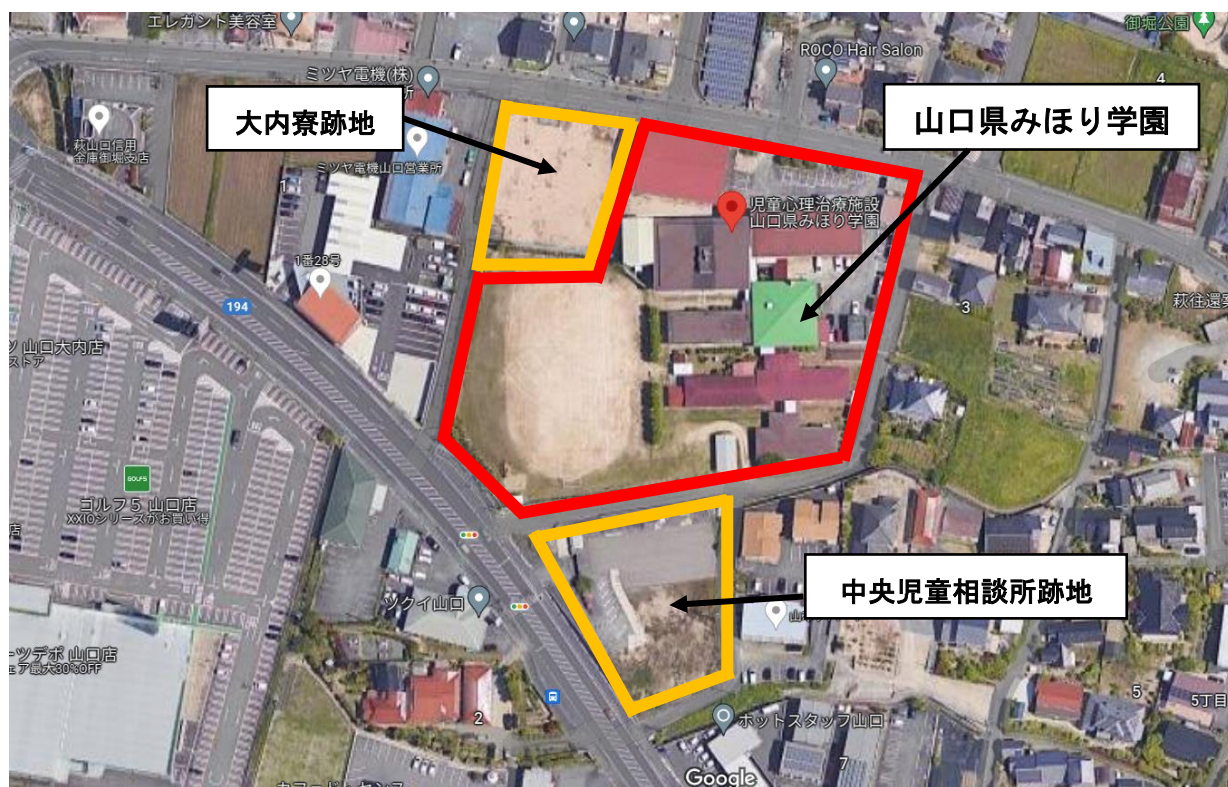
みほり学園は、建設後50年が経過し、施設設備の老朽化や狭隘化が進行しており、児童心理治療の拠点施設として、将来にわたり、求められる役割をしっかりと果たしていけるよう機能強化を実現するためには、施設の建替えが必要です。

「山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会」において、県内唯一の児童心理治療施設の整備場所として全県からのアクセス性が良いこと、生活訓練等の心理治療に適した周辺環境を有していること、地域との強い信頼関係が構築されていることなどの理由から、現在地での建替えが望ましいとの意見が出されました。

なお、みほり学園の現在地は、隣接地に大内寮跡地や中央児童相談所跡地があり、これらの土地を仮設や資材置場として活用することにより、現在地での建替えが可能です。

こうした状況を踏まえ、みほり学園の施設整備については、現在地での建替えを検討していきます。

【参考：みほり学園現在地周辺の状況】



2 施設整備に当たって配慮すべき事項

みほり学園の現在地での建替えに向けては、地元住民の皆様の御理解・御協力を得られるよう、丁寧な説明を行っていきます。

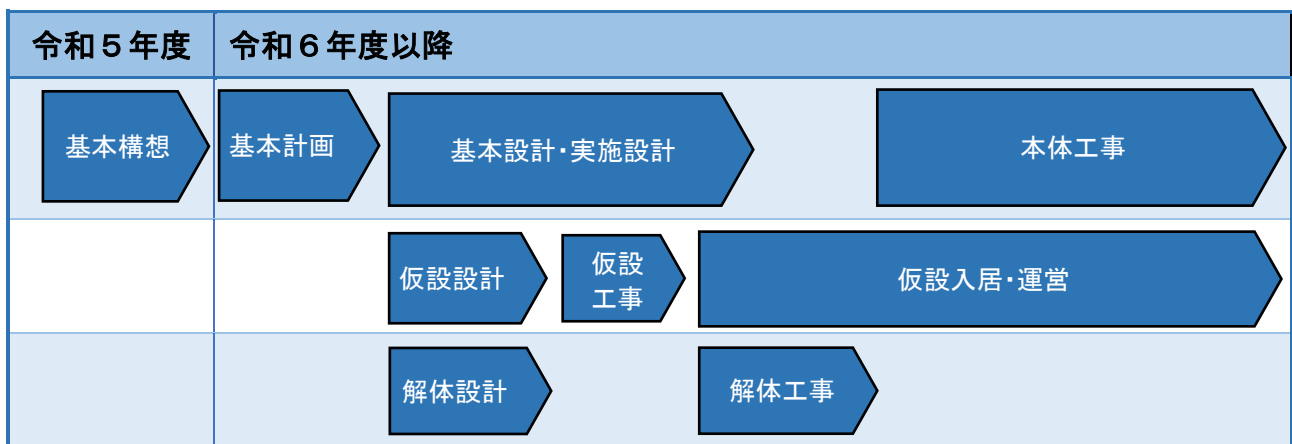
3 総事業費

今後、基本計画の策定において、施設整備計画の検討を進める中で、設計費や建築工事費などの事業費の抑制を図りながら、社会経済情勢の変化なども考慮しつつ、総事業費を算定していきます。

4 整備スケジュール

具体的な建設時期など詳細なスケジュールについては、基本計画以降の段階において検討します。当面のスケジュールについては、以下のとおり想定しています。

【当面のスケジュール（案）】



VI 参考資料

1 山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会設置要綱・委員名簿

山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山口県みほり学園が県内唯一の児童心理治療施設として、将来にわたり、求められる役割を果たすことができるよう、施設の機能強化の在り方等について、専門的な意見等を集約し、基本構想に反映することを目的として、「山口県みほり学園機能強化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- 一 山口県みほり学園の果たすべき役割に関すること
- 二 山口県みほり学園の機能強化に関すること
- 三 その他基本構想策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、学識を有する者、医療、地域福祉、児童福祉、障害福祉、行政の関係機関の代表者等からこども・子育て応援局長が委嘱する。

(任期及び設置期間)

第4条 委員の任期及び委員会の設置は、基本構想の策定までとする。

(会長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。

2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

山口県みほり学園機能協強化基本構想検討委員会委員名簿

(令和6年2月1日現在)

区分	役職名	氏名
学識 経験	公立大学法人山口県立大学社会福祉学部 学部長 教授	○ 藤田 久美
	国立大学法人山口大学教育学部 教授	春日 由美
医療	一般社団法人山口県医師会 常任理事	河村 一郎
地域 福祉	山口県民生委員児童委員協議会 会長	倉永 健造
児童 福祉	一般財団法人山口県児童入所施設連絡協議会 会長	川村 宏司
	一般財団法人山口県里親会 会長	河内 美舟
障害 福祉	NPO法人山口県自閉症協会 理事長	平尾 要
行政	山口県要保護児童対策地域協議会市町部会 宇部市こども未来部こども支援課 課長	明德 義和

○：委員長

2 用語解説

基本構想に掲載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付している頁番号は、以下の用語が掲載されている頁を示しています。

【A～Z】

■SNS [P5]

ソーシャルネットワークサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

■T・T (ティームティーチング) [P7]

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

【か行】

■家族療法 [P2, 15, 16]

家族ぐるみで適切な対処法を工夫することによって、症状や問題行動の解決を図ろうとする方法のこと。全国児童心理治療施設協議会は、児童相談所の紹介により親子で施設に通って治療を受ける方法と定義している。

■家庭支援専門相談員 [P3]

児童相談所と連携し、入所児童の保護者等に対して相談や援助を行なう職員のこと。

■環境学習 [P7]

自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を養成することをめざして行われる学習のこと。

【さ行】

■里親 [P15]

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

■児童虐待 [P2, 12, 14]

保護者が監護する子どもに対して、①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類の行為を行うこと。

■児童指導員 [P3]

児童福祉施設で支援を必要とする子どもたちに生活指導を行う職員のこと。

■児童心理治療施設〔P2, 3, 18, 20〕

さまざまな事情により社会生活への適応が困難となった子どもを入所又は通所させ、その心理治療を行うことを目的とする施設。

■児童相談所〔P3, 12, 18〕

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関。

■児童養護施設〔P15〕

保護者の適切な養育を受けられない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導等を行い養育することにより、心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

■社会的養育〔P14〕

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

■小規模化〔P14〕

社会的養育を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで成長できるよう、児童養護施設等のケア単位を小さくしていくこと。

■小規模ユニット〔P16〕

小規模なグループを一つの生活単位（ユニット）として、居室等を整備すること。

■情緒障害〔P13〕

情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりする状態を、自分の意思でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

■身体的虐待〔P12〕

保護者が監護する子どもに対して、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

■心理的虐待〔P12〕

保護者が監護する子どもに対して、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

■心理療法〔P2, 3, 5, 15〕

主に対話を通して専門家によって行われる心理的問題の解決を図る方法のこと。

■生活訓練〔P18〕

日常生活に必要なさまざまな能力の維持や向上のための訓練を行うこと。

■性的虐待〔P12〕

保護者が監護する子どもに対して、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

■セラピスト〔P3, 5, 6, 7〕

専門的な知識や技術に基づいて心身を治療する者のこと。児童心理治療施設においては心理療法を担当する職員のことを指す。

【た行】

■地域分散化〔P14〕

社会的養育を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で成長できるよう、児童養護施設等の機能を一箇所に集中させず、地域に分散させること。

■通所〔P15, 16, 17〕

自宅等で生活をしながら、治療等を目的に施設に通うこと。

【な行】

■ネグレクト〔P12〕

保護者が監護する子どもに対して、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

【は行】

■箱庭療法〔P5〕

砂の入った箱の中に、人、動植物、乗り物、建物などのミニチュアを置き、何かを表現したり遊んだりすることを通して行う心理療法のこと。

■被虐待児個別対応職員〔P3〕

被虐待児等の個別の対応が必要な児童への対応や保護者への援助等を行う職員のこと。

【ら行】

■レスパイト〔P16〕

保護者等が一時的に休息し、心身の疲れを取るための支援のこと。